

議第97号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 5 月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保
連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）
の一部を次のように改正する。

付則中第10項を第12項とし、第 6 項から第 9 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 2
項を加える。

- 6 次項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園の設置者は、別表第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においては、当該設置者は、当該食事の提供について次項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園の施設内において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。
- 7 施行日の前日において現に保育所（市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第 2 条第 1 項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第 4 条第 9 項の内閣総理大臣の認定（同法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）を受けているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、当分の間、別表第 5 項第 1 号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満 3 歳に満たない園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。
 - (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、当該幼保連携型認定こども園の園長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられてい

ること。

(2) 当該幼保連携型認定こども園または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

(3) 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

イ 園児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他園児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

(4) 食を通じた園児の健全な育成を図るため、園児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。